

こまき巡回バス路線図・時刻表広告掲載要領

〔令和7年12月16日〕
7小都整第2223号

(趣旨)

第1条 この要領は、こまき巡回バス路線図・時刻表に広告を掲載する手続等に関し小牧市広告掲載要綱（平成20年9月2日20小財第541号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第2条 こまき巡回バス路線図・時刻表に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、こまき巡回バス路線図・時刻表広告掲載申込書に別に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第3条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容が要綱に定める広告掲載の要件に適合するか審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果をこまき巡回バス路線図・時刻表広告掲載可否決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第4条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下、「広告主」という。）は、市長が定めるところにより、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第5条 市長は、広告主が指定された期日までに広告掲載料を納付しないときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月16日から施行する。